

大分市上下水道局水道用資材製作者等の登録に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、大分市上下水道局水道用資機材審査承認基準（以下、「承認基準」という。）第5条の規定に基づき、水道用資機材等に係る資材製作者または資材供給者（以下「資材製作者等」という。）の登録にあたっての要件及び審査手順等を定めることを目的とする。

(登録の対象者)

第2条 登録資材製作者または登録資材供給者（以下、「登録資材製作者等」という。）として登録できるものは、「水道施設の技術的基準を定める省令」に適合した水道用資機材等を安定的に製作、供給及び保守等が行える者であることを基本条件に、次の第3条もしくは第4条の要件を満たしていることが確認できる者とする。

(登録資材製作者の要件)

第3条 登録資材製作者としての登録に必要な要件は、次の各項のとおりとする。

1. 水道用資機材等の製作において、自社工場を有し、資材規格に適合する製品の生産が確認できること。ただし、製作を他社に委託している場合については、製作に係る設計、製作及びその管理等について、技術的関与を含めて自ら主体的に行われることが確認できること。
2. 製作品の出来形、品質等に関して、十分な管理体制が存在すること。
3. 水道用資機材等の製作が、計画的かつ定期的に行われることが確認できること。
4. 工場内の安全管理が行われる体制が存在し、機能していることが確認できること。
5. 製作する水道用資機材等の特性を熟知し、製作及び設計管理に自ら行えることが確認できること。
6. 製作、納品された水道用資機材等の故障、事故等に対して、緊急かつ短時間に対応できるなど、納入後の協力支援体制（以下、「協力体制」という。）を有し、補修等に必要な部品の調達が迅速に行えることが確認できること。ただし、納入後、委託を受けた登録資材供給業者によって、協力体制を確保できる場合もこれを認める。
7. 製作する水道用資機材等の製品検査体制が存在し、機能していることが確認できること。
8. 製造過程等において排出される廃棄物などの処理を適切に行っていることが確認できること。また、環境への負荷の軽減等の配慮が検討されていること。

(登録資材供給者の要件)

第4条 登録資材供給者としての登録に必要な要件は、次の各項のとおりとする。

1. 登録資材製作者と代理店または特約店等の業務委託契約を締結し、技術的な関与を含む長期間の安定した委託関係を継続することが確認できること。
2. 登録資材製作者から水道用資機材等の供給や補修等に必要な部品の調達が安定的に行えることが確認できること。また、自ら施工もしくは保守等の維持管理業務を行なう場合は、その業務を安定的かつ継続して行なうことが確認できること。
3. 取り扱う水道用資機材等の特性を熟知し、その保守及び維持管理等に必要な技術

- 力を有していることが確認できること。
4. 取り扱う水道用資機材等の故障、事故等に対して、緊急かつ短時間に対応できる協力体制を有していることが確認できること。
 5. 自ら施工もしくは保守等の維持管理業務を行なう場合は、大分市建設工事競争入札参加資格を有する者であること。なお、水道用資機材等の供給のみを主な業務とする場合は、大分市物品等供給契約の指名競争入札参加資格を有する者であること。

(登録資材製作者の登録申請)

第5条 登録資材製作者としての登録申請に必要な提出書類は、次に記載するものとする。

1. 資材製作者登録申請書（登録要領-様式1）
2. 会社調書（登録要領-様式3）
3. 製作工場の概要及び主要製品の製造工程等（他社に委託している場合を含む）

※水道用資機材等に製作関連する工場のみ

- (1) 主要製造品目一覧表
- (2) 製造設備機器及び製造機器配置図等
- (3) 製造工程表
- (4) 主要製作工場の写真及び各製造工程別の工場写真
- (5) 検査工場の概要及び検査、試験体制等
4. 外注委託契約書等の写し（製作を他社に委託している場合のみ）
5. 社内品質管理基準及び管理体制等
6. 社内安全管理基準及び管理体制等
7. 水道用資機材等の製作、設計管理体制等
8. 会社の経歴及び主要な水道用資機材等納品実績等
 - (1) 会社の経歴書（会社案内等のカタログでも可）
 - (2) 大分市への納入実績表（納入数量もしくは納入金額を含む）
 - (3) 他都市への納入実績表（納入数量もしくは納入金額を含む）
9. 納入後の協力体制等

※納品した水道用資機材等の保守、機器の故障、事故等に対するの緊急協力支援体制に関するもの。

- (1) 協力体制（協力体制フロー図等）
- (2) 水道用資機材等の供給体制（在庫品の数量及び保管状況、保管場所等）
- (3) 補修や保守等に必要部品等の供給体制（調達先及び調達方法、在庫品の数量及び保管状況、保管場所等）
- (4) 登録資材供給者との代理店等の委託契約書の写し（協力体制を登録資材供給者に全部または一部を委託している場合のみ）
10. 製品検査基準及び検査体制等
11. 各機関からの認証、認定、登録等
 - (1) ISO認証書
 - (2) 検査工場登録、認定書等
 - (3) 特許証

- (4) その他の証明及び登録書等
- 12. 環境問題の取り組みやリサイクルの体制等
 - (1) 産業廃棄物等の処理体制
 - (2) リサイクルの体制
 - (3) ライフサイクルアセスメント(LCA)の取り組み

※ライフサイクルアセスメントとは、製品が生産されてから廃棄されるまでの間に、環境に与える影響や負荷を評価する考え方、あるいは手法のことである。製品を産出する資源の採掘に始まり、素材の製造、製品の生産、流通、使用されて廃棄されるに至るまで、製品のライフサイクル全体を見渡し、資源消費量やエネルギー消費量、排出物量などを求める。ライフサイクルアセスメントによって、総合的な環境への影響と負荷を測定することができ、負荷軽減の方途を見出すことが容易になる。

- 13. その他参考資料及び技術資料等

(登録資材供給者の登録申請)

第6条 登録資材供給者としての登録申請に必要な提出書類は、次に記載するものとする。

- 1. 資材供給者登録申請書（登録要領-様式2）
- 2. 会社調書（登録要領-様式3）
- 3. 登録資材製作者との代理店等の委託契約の写し（複数者と契約している場合は全て提出のこと）
- 4. 登録資材製作者との技術提携及び業務提携の体制等
- 5. 水道用資機材等の資材管理体制等（購入、保管、供給、保守等）
- 6. 安全管理体制等
- 7. 会社の経歴及び主要な水道用資機材等納品実績等
 - (1) 会社の経歴書（会社案内等のカタログでも可）
 - (2) 大分市への納入、施工実績表（納入数量または金額及び施工実績高）
 - (3) 他都市への納入、施工実績表（納入数量または金額及び施工実績高）
- 8. 納入もしくは施工後の協力体制等
 - ※納品もしくは施工した水道用資機材等の保守、機器の故障、事故等に対するの緊急協力支援体制に関するもの。
 - (1) 協力体制（協力体制フロー図等）
 - (2) 水道用資機材等の供給体制及び登録資材製作者の支援体制（在庫品の数量及び保管状況、保管場所等）
 - (3) 補修や保守等に必要な部品等の供給体制（調達先及び調達方法、在庫品の数量及び保管状況、保管場所等）
 - (4) 工事の施工体制等（工事に必要な人員、機材等の確保）
 - (5) 工事の施工、保守及び維持管理等に必要な技術研修体制等
- 9. 大分市建設工事競争入札参加資格承認書の写し、もしくは、大分市物品等供給契約の指名競争入札参加資格承認書の写し
- 10. 各機関からの認証、認定、登録等
 - (1) ISO認証書

- (2) 検査工場登録、認定書等
 - (3) 特許証
 - (4) その他の証明及び登録書等
11. その他参考資料及び技術資料等

(登録申請の受付)

第7条 資材製作者等の登録申請の受付は総務課で行なう。

- 2 登録申請を受付ける場合は、速やかに書類審査し、必要な提出書類が整っているかを確認した後に、受付及び登録審査の手続きを行なう。

(登録審査)

第8条 総務課は登録要領に基づき、申請者が登録に必要な要件に適合しているかを審査する。

- 2 審査結果は適時、審査委員会に報告し、審議を受けるものとする。

(登録の承認)

第9条 審査委員会にて登録資材製作者等の登録が承認された場合、総務課は大分市上下水道局水道用資機材製作者等の登録一覧表（以下、「登録一覧表」という。）に登録するとともに、申請者に登録資材製作者等の登録通知書（登録要領-様式4）を通知する。

(登録の不承認)

第10条 審査委員会にて登録資材製作者等の登録が不承認された場合は、総務課は申請者に審査結果を付して登録の不承認を通知する。（登録要領-様式5）

(登録の変更)

第11条 登録資材製作者等より登録変更届（登録要領-様式6）が提出された場合は総務課で受付ける。

- 2 総務課は登録要領に基づき、登録の変更後、登録に必要な要件に適合しているかを再審査し、審査結果は適時、審査委員会に報告し、審議を受けるものとする。

(登録の辞退)

第12条 登録資材製作者等より登録辞退願（登録要領-様式7）が提出された場合は、総務課で受付ける。

- 2 総務課は登録辞退願を受理した場合、登録一覧表より登録の削除を行なうとともに、適時、審査委員会に報告するものとする。

(登録の取消)

第13条 総務課は審査委員会において承認基準第11条の規定により、登録資材製作者等の承認を取り消された場合は、登録一覧表より登録の削除を行なうとともに、登録資材製作者等に登録取消通知書（登録要領-様式8）を通知する。

(工場調査)

第14条 工場調査は、次のいずれかの条件に適合する場合において、資機材の設計、製作、検査及び協力体制等に係る工場または事業場等について行なう。

- 2 工場調査に係る旅費等は当局の負担とするが、その他、調査に要する費用、設備及び機材等は登録資材製作者等において負担する。
- 3 工場調査は総務課と関係担当課の2名以上で行なうが、事前に審査委員会の承認

を必要とする。

4 工場調査の調査内容の項目等は別に定めるものとする。

1. 大分市への納入実績で、不良品の納入、納入遅延、協力体制の不備等、登録資材製作者等の責に帰すべき理由による事故等があった場合
2. 申請書等に疑義がある場合や書類審査のみでは確認できない事項がある場合
3. その他、審査委員会で工場調査が必要であると認めた場合

(事務処理)

第15条 この要領に係る事務処理で、この要領に定めるもののほか必要な事項は、総務課において処理するものとする。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、審査委員会で決定するものとする。

(付則)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。